平成２７年（フ）第６８１号
埼玉県川越市砂新田２丁目11番地６（ソレイユ11番館202号室）
債務者　栗下すえ子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６８７号
埼玉県所沢市上新井５丁目84番地の12　サンクレイドル小手指307
債務者　藤原奈津紀
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６８８号
埼玉県川越市大字砂407番地１（サングレース102号室）、前住所埼玉県川越市新宿町３丁目10番地１（メイツ川越309号室）
債務者　武藤　幸子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４８４号
相模原市南区大野台５丁目13番７号　相模原養護老人ホーム
債務者　星野　義明
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４８６号
神奈川県座間市立野台３丁目７番７－303号ハイム立野
債務者　尾崎　博一
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４８７号
神奈川県座間市立野台３丁目７番７－303号ハイム立野
債務者　尾崎　千花（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４９６号
相模原市中央区上溝１丁目７番10号　カーサゴトウ103
債務者　植田　瑞穂
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５０２号
相模原市中央区下九沢727番地　県公社団地１－111
債務者　大谷　芳枝
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５０４号
相模原市中央区千代田２丁目３番４号　プレミール千代田301
債務者　岡本　隆行
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５１１号
相模原市緑区二本松２丁目４番22号　フレマリール二本松Ａ201
債務者　佐藤　勇紀
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１１６号
岐阜県多治見市脇之島町４丁目31番地の12
債務者　大野　　毅
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第１号
岐阜県多治見市市之倉町13丁目83番地の182
債務者　本田　一茂
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１１４０号
京都府長岡京市長岡３丁目15番８号　長岡京ハイツ102
債務者　北口　隆博
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１４４号
京都府八幡市男山吉井３番地８　ＭＹハイツ２番館５
債務者　黒木由利子（旧姓柴）
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４３号
京都府南丹市日吉町殿田前田11番地19
債務者　宮崎美智子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第５５号
岩手県奥州市前沢区生母字北羽毛83番地４、旧住所岩手県北上市藤沢18地割102番地１
債務者　高橋　利彰
1　決定年月日時　平成28年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
盛岡地方裁判所水沢支部